

第4次いるま男女共同参画プラン総括

それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう入間

平成29年度～33年度
(2017～2021年度)



令和5年3月

入間市

目 次

I	プランの体系	1
II	基本目標の達成度（市民意識の変化）	2
III	第4次いるま男女共同参画プランの実施状況一覧	9
IV	総括	10
	参考資料	11
	用語説明等	13

第4次いるま男女共同参画プランの総括

入間市男女共同参画推進条例(平成22年4月1日施行)に基づき、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的として策定した「第4次いるま男女共同参画プラン」は、平成29年度からの5年間を計画期間とし、男女共同参画の基本的な方向と取り組むべき施策を具体的に示しています。

当プランは令和3年度をもって計画期間が終了したため、下記のとおり成果の検証と総括を行いました。

I プランの体系

本プランにおいては、3つの基本目標と計画の推進体制の充実を掲げ、その達成に向けて全88項目の施策を実施しました。

めざす姿 それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう入間





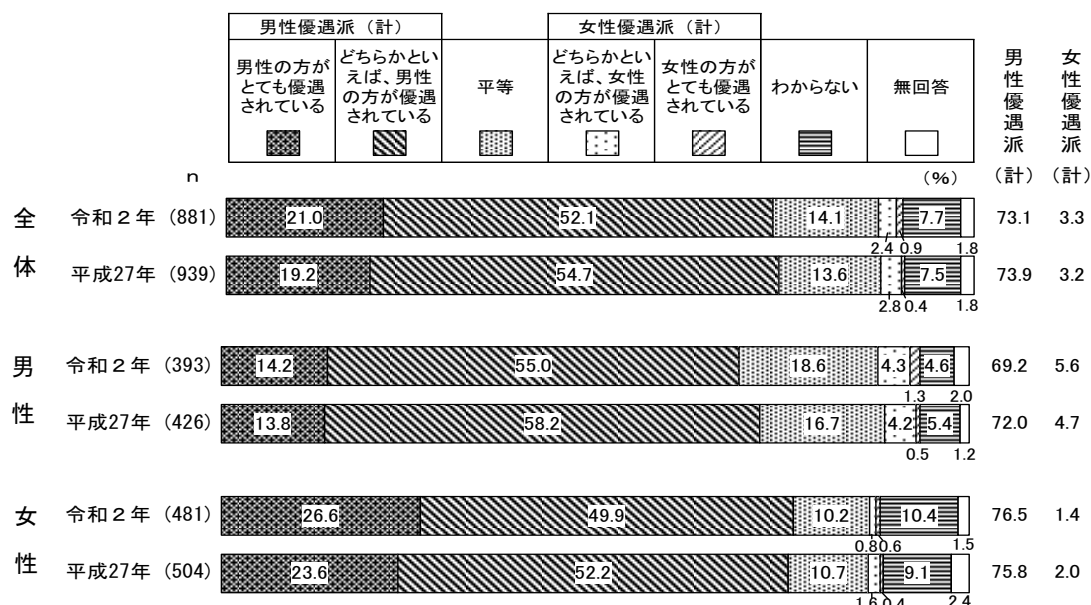
II 基本目標の達成度(市民意識の変化)

①基本目標1「個人の人権を尊重する」における数値目標(平等意識の割合)

・指標1 男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合

当初値	目標値	達成状況
13.6%(H27 意識調査※1)	30.0%	14.1%(R2 意識調査)

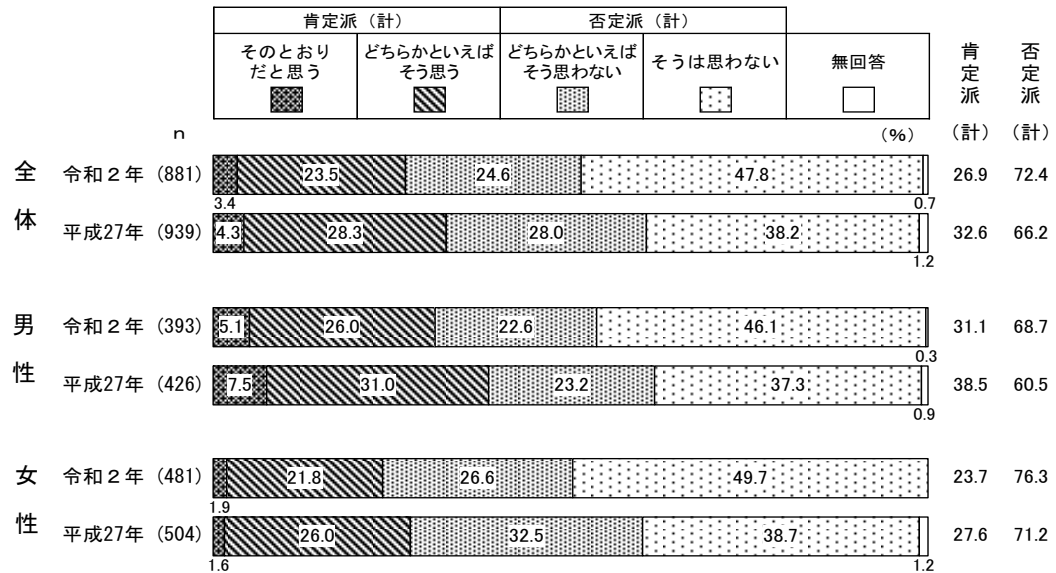
当初値と比較すると0.5pt増加しましたが、目標値には達していません。



- ・指標2 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について「そうは思わない」、
「どちらかといえばそう思わない」人の割合

当初値	目標値	達成状況
66.2%(H27 意識調査)	80.0%	72.4%(R2 意識調査)

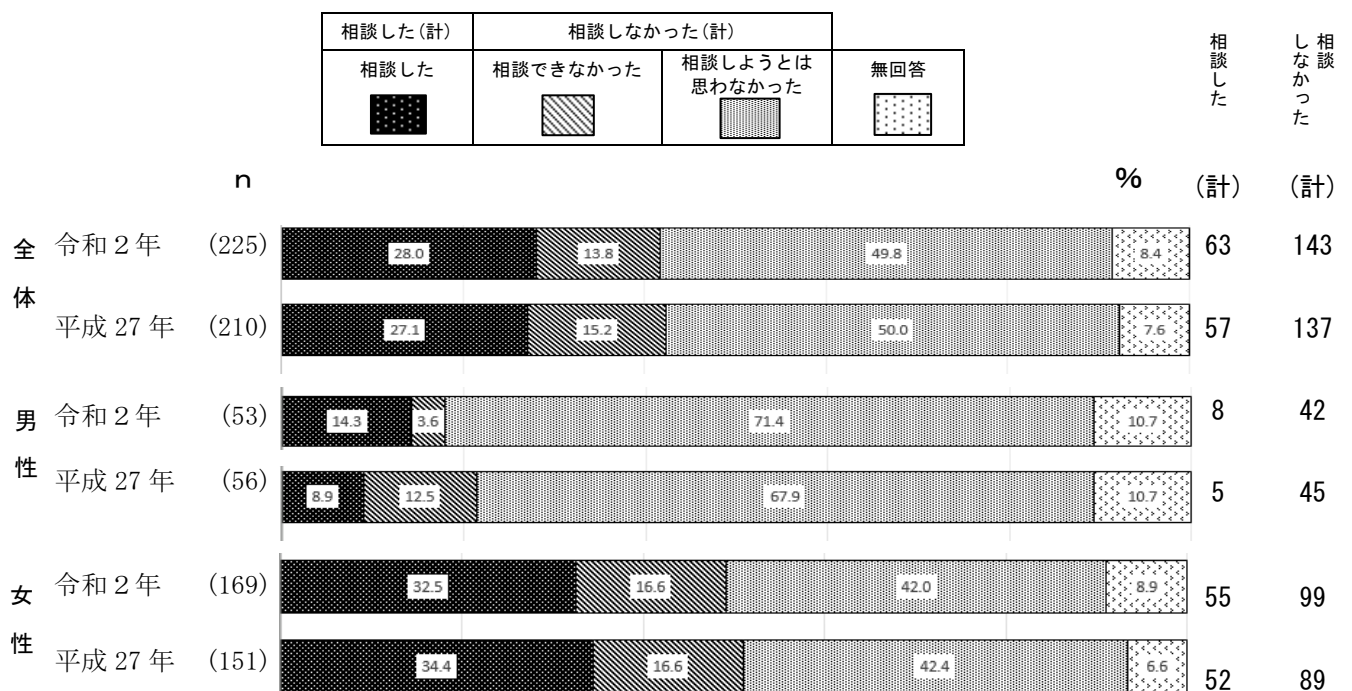
当初値と比較すると6.2ptと大きく増加しましたが、目標値には達していません。



- ・指標3 DV被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」人の割合

当初値	目標値	達成状況
65.2%(H27 意識調査)	40.0%	63.6%(R2 意識調査)

当初値と比較すると1.6pt減少しており、目標値に達していません。



○目標1に係る主な取り組み(施策)

- ・講演会や講座などの学習機会の提供による、あらゆる世代への男女平等意識の啓発・研修や、学校等における男女平等教育、保護者・保育者への啓発、教職員研修など(人権推進課、学校教育課、保育幼稚園課、社会教育課、各公民館、人権推進課)
- ・固定的役割分担意識の解消に向けた啓発(人権推進課、広報課)
- ・若年層を含むDV等の未然防止やDV防止に関する意識啓発、各種相談事業の充実、DV被害者等への支援体制の強化など(人権推進課、市民課、市民相談室、地域保健課、こども支援課、学校教育課)

○取り組みの効果(考察)

- ・学校では男女平等について学ぶ機会があり、男女混合名簿が導入されるなど、男女共同参画の意識が育まれています。市民意識調査からは、男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合は目標値には達せず、また、男女で意識の差に大きく差があるなど、性差を前提とした社会通念や慣習が男女平等社会の阻害要因となっています。
- ・指標2「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について、肯定派の割合を年代別でみると、男女ともに年代が高くなるほど割合が高くなる傾向があり、特に肯定派の男性を70歳以上(47.0%)と18～29歳(26.7%)で比較すると、20.3 ポイントもの差があります。また、30歳台をみると、男性は肯定派が他の年代と比較して減少しているのに対して女性は増加しており、年代により意識に違いがあることが分かります。
- ・両親学級などへの男性参加者は年々増加しており、いるマイクバス応援プロジェクトへの市内企業・団体の参加など、男性の育児参加の意識が高まっています。市民意識調査の結果からも「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担解消に向けた意識は向上しており、平成27年度と令和2年度を比較すると、女性より男性の改善幅が大きく、男女差は縮小していますが、割合を男女別でみると、女性 76.3%、男性 68.7%と性別による意識の差が依然として残っています。
- ・新型コロナウイルスの影響により、DVや児童虐待の増加に加え、感染者や医療関係者、その家族への差別、ワクチンを接種していない人へのハラスメントなど、様々な暴力や差別が浮き彫りになっており、引き続き、差別や暴力を未然に防ぐための意識啓発を行うとともに、個別のケースに対応するための関係機関との連携を強めていく必要があります。DVに関する市民意識調査では、DV被害者のうち相談をした人の割合は、女性(32.5%)、男性(14.3%)と倍以上になっていますが、平成27年度と令和2年度を比較すると、女性が 1.9 ポイント減少したの

に対して、男性は 7.4 ポイント増加しており、今後、男性の相談が増える可能性があります。

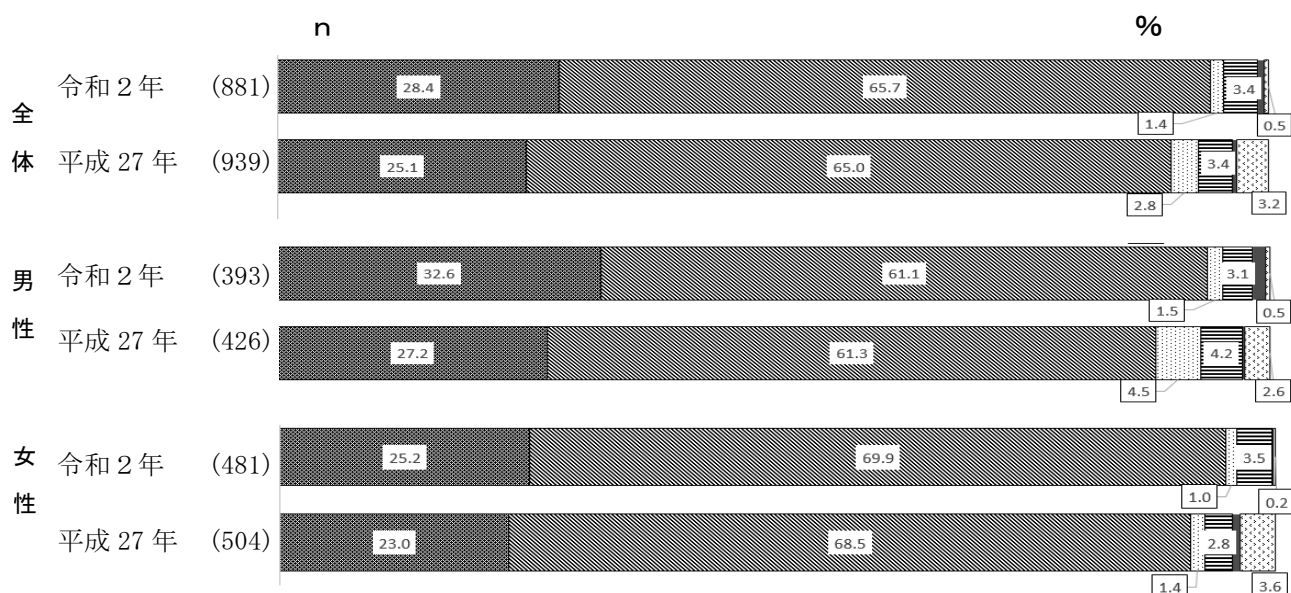
②基本目標2「個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす」における数値目標

- ・指標1 男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合

当初値	目標値	達成状況
65.0%(H27 意識調査)	50.0%	65.7%(R2 意識調査)

当初値と達成状況を比較すると0.7pt増加しており、目標値には達していません。

男性も育児・介護休業・子の看護休暇を積極的に取るべきである	男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う	育児・介護は女性がすべきであり、男性が休業・休暇を取る必要はない	わからない	その他	無回答
					



○基本目標2に係る主な取り組み(施策)

- ・長時間労働の抑制等、働き方の見直しのため「ワーク・ライフ・バランス」に関する情報提供や啓発、子育て支援の充実など(人権推進課・人事課・商工観光課・こども支援課・保育幼稚園課・青少年課)
- ・男性の働き方改革のための、育児休業及び介護休業取得促進、及び制度の周知、経営者・管理者を対象とした研修、講座の開催など(人事課、商工観光課、地域保健課)
- ・性的マイノリティに関する理解促進など、多様な性理解し、尊重するための啓発・教育など(人権推進課・地域保健課・学校教育課)
- ・ライフステージに応じた健康支援の充実など(地域保健課・健康管理課・スポーツ推進課)
- ・だれもがその人らしく暮らすため、ひとり親家庭や高齢者・障がい者・外国人等への支援や相

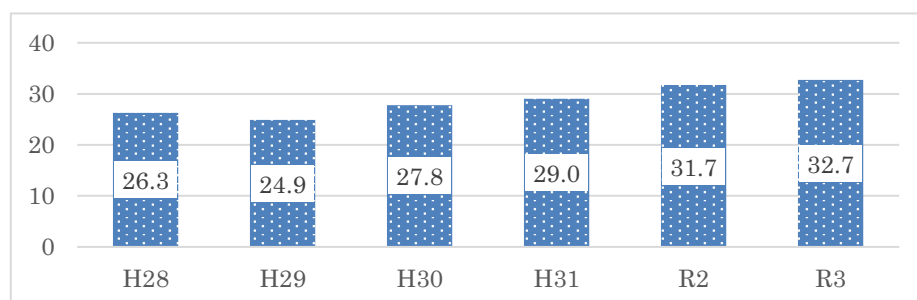
談の充実など(こども支援課・生活支援課・学校教育課・介護保険課・障害者支援課・自治文化課・人権推進課)

○取り組みの効果(考察)

- ・男性の育児・介護休業、子の看護休暇についての市民意識調査を、平成27年度と令和2年度を比較すると、「(休業・休暇を)積極的に取るべきである」の項目については、女性が2.2ポイント、男性が5.4ポイント増加と、男性の意識が大きく改善しています。
- しかし、「(休業・休暇を)取ることは賛成だが現実的には取りづらいと思う」の項目は、ほぼ横ばいとなっており、「いるマイクボス応援プロジェクト」を通して、ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進を図りましたが、多様な働き方を推進するためには、今後一層、庁内の関係部署が連携して周知・啓発事業を展開する必要があります。
- ・市民意識調査から、LGBT※2という言葉の認知度が飛躍的に伸びていることは分かります。LGBT講演会、市報や男女共同参画推進センターホームページでの多様な性についての記事の掲載など、性的マイノリティに関する周知・啓発を行い、性的マイノリティのための悩みごと相談窓口の開設、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※3の施行など、誰もがその人らしく暮らすための支援を実施することができました。
- ・新型コロナウイルスの影響により出入国が難しくなった外国人の日本での自立支援、地域の高齢者の見守りネットワーク構築、ヤングケアラー※4についての研修会や実態調査など、各担当が時節に応じて取り組み、発展させることができました。支援を必要とする人や家庭は、複合的な課題を抱えていることが多いため、今後も庁内外の関係部署、市民、市内事業者等と協力して取り組む必要があります。

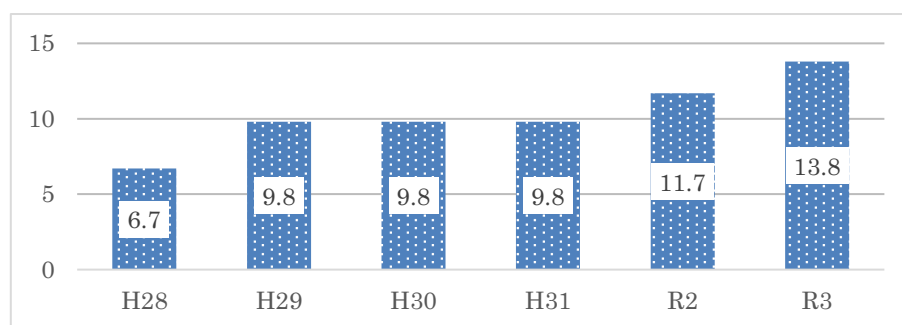
③基本目標3「あらゆる分野における女性の活躍を推進する」における数値目標

・指標1 市の審議会に占める女性の割合



当初値(平成28年4月1日現在)と令和3年4月1日現在の達成状況を比較すると 6.4pt 増加しましたが、目標値には達していません。

・指標2 市職員管理職(課長職以上)における女性の割合



当初値(平成28年4月1日現在)と令和3年4月1日現在の達成状況を比較すると7.1pt増加しましたが、目標値には達していません。

○基本目標3に係る主な取り組み(施策)

- ・審議会等委員の女性参画の推進、性別にかかわらず審議会等に参加できる工夫 など(企画課、人権推進課、自治文化課)
- ・女性リーダー養成講座等の充実 など(人権推進課)
- ・男女雇用機会均等法の周知や女性の就労・再就職、企業の支援 など(人事課、人権推進課、商工観光課)
- ・男女共同参画の視点に立った防災対策の推進・地域防災組織への女性の参画促進(危機管理課)

○取り組みの効果(考察)

- ・市の審議会等への女性の登用、市職員の女性課長職以上の割合ともに目標値には達していないものの増加してきており、意思決定の場での女性の活躍が広がりつつあります。
- ・福祉部門の窓口で女性の就労に関する情報提供や母子・父子自立支援員※5 の配置が始まったほか、起業支援の講座・オンラインによる創業セミナーの実施など、時節に即した事業が実施されており、多様な働き方に向けて、今後も一層の事業展開が必要です。
- ・防災への男女共同参画の推進についての評点は、初期値から横ばい状態にあります。大きな災害が起きた際、災害弱者である高齢者、障害者、女性や子どもなどのニーズに適切に対応するためには、日頃から防災施策に女性の視点を取り入れていく必要があり、自治会などの地域防災組織への女性役員の登用に向けた体制づくりが必要です。

④推進体制の充実における数値目標

・指標1 男女共同参画推進センターを知っている人の割合

当初値	目標値	達成状況
7.1%(H27 意識調査)	30.0%	6.7%(R2 意識調査)

当初値と比較すると0.4pt減少しており、目標値には達していません。

○推進体制の充実における主な取り組み(施策)

- ・各種学習機会や情報の提供、相談事業の充実、市民団体等との交流事業の推進など
(人権推進課)
- ・国、県や市民団体、企業等との連携の促進など(人権推進課、自治文化課、商工観光課)
- ・市内推進組織の設置及び運営、職員研修の実施など(人権推進課、人事課)
- ・PDCAサイクル※6 による計画推進状況の評価・改善や、推進状況の公表など(人権推進課)

○取り組みの効果(考察)

- ・7つの指標のうち目標値との乖離^{かいり}が最も大きく、当初値を下回る結果となり、男女共同参画施策の拠点施設としての周知が図れていないと受け取れます。新型コロナウイルスの影響で事業を中止せざるを得なかった事情もありますが、男女共同参画推進センターホームページをリニューアルし、Zoomを利用したオンライン講座やYouTubeによる講演会の動画配信等の取り組みを始めており、新たな周知手段として、一層の活用を図る必要があります。
- ・第4次男女共同参画プランの実施状況については、毎年、担当課による一次評価を行い、男女共同参画審議会による二次評価の指摘事項等を担当課にフィードバックするなど、PDCAサイクルの流れに基づき、進行管理・評価をしてきました。令和4年度から始まる第5次男女共同参画プランにおいても、評価方法などを工夫し、PDCAサイクルの流れに基づき、進行管理・評価を行います。

Ⅲ 第4次いるま男女共同参画プランの実施状況一覧

基本目標【1】個人の人権を尊重する

課題	施策の方向	評点（平均）					平均	初年度比較
		H29	H30	R01	R02	R03		
(1) 男女平等意識の啓発・促進	●家庭・学校・地域における男女平等理念に関する教育の推進	3.5	3.5	3.7	3.6	3.6	3.58	↑
(2) 男女共同参画の意識づくりと制度・慣行の見直し	●女性と男性の固定的役割分担意識の改革	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.78	↑
	●男女共同参画の必要性が共感できる啓発活動の推進	3.5	3.7	3.8	4	3.7	3.74	↑
(3) あらゆる差別・暴力の根絶	●DVなどあらゆる差別・暴力の未然防止のための意識啓発	3.8	3.9	3.6	3.4	3.6	3.66	↔
	●DV被害者等への支援体制の強化	3	3.1	3.2	3.3	3.4	3.2	↑

基本目標【2】個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす

課題	施策の方向	評点（平均）					平均	初年度比較
		H29	H30	R01	R02	R03		
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	●仕事と家庭・地域活動などの両立支援	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5	3.48	↑
	●男性の働き方の改革	3.3	3	3.3	3.3	2.9	3.16	↔
(2) 生涯を通じた心とからだの健康促進	●多様な生と性を理解し、尊重するための啓発	3.7	3.8	3.7	3.7	3.8	3.74	↑
	●ライフステージに応じた健康支援	3.3	3.4	3.3	3.3	3.3	3.32	↑
(3) 誰もがその人らしく暮らすための支援	●貧困など生活上の困難を抱えた女性等への支援	3.3	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	↑
	●高齢者・障がい者・外国人等が安全に安心して暮らせる環境の整備	3.4	3.6	3.4	3.6	3.4	3.48	↑
	●誰もがその人らしく暮らせる環境づくり	2.8	2.8	3	3	3.3	2.98	↑

基本目標【3】あらゆる分野における女性の活躍を推進する

課題	施策の方向	評点（平均）					平均	初年度比較
		H29	H30	R01	R02	R03		
(1) 施策・方針決定過程への女性の参画拡大	●市、企業、地域コミュニティなどへの女性の参画推進と登用促進	3.4	3.2	3.2	3.4	3.4	3.32	↔
	●女性のエンパワーメントと人材育成	3	3	3.1	3.1	2.7	2.98	↔
(2) 女性の就労のための支援、環境整備	●男女の均等な雇用機会と待遇の改善	3.2	3.2	3.2	3.2	3.3	3.22	↑
	●女性の多様な働き方への就業環境の整備	3.5	4	3.8	4	4	3.86	↑
	●女性の起業などのチャレンジ支援	3	3.5	3.5	3.3	3.5	3.36	↑
(3) 防災への男女共同参画の推進	●防災、被災生活、復興施策への男女共同参画視点の導入と基盤整備	3	2.5	3	3	3	2.9	↔

計画実現のため推進体制を充実する

課題	施策の方向	評点（平均）					平均	初年度比較
		H29	H30	R01	R02	R03		
(1) 拠点施設「男女共同参画推進センター」の機能・事業の充実	●相談・情報・学習・交流機能の活性化と事業の多様化	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.36	↑
	●市民・団体・事業者との連携の促進	2.8	2.9	3	2.9	2.9	2.9	↑
(2) 庁内推進組織の活性化	●職員の男女共同参画意識の啓発	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	→
	●庁内組織の体質改善	2.8	3.3	2.8	2.8	3.3	3	↑
(3) 計画の進行管理・評価	●計画の進捗状況を分析・評価し改善	3.3	3.7	3.7	3.8	3.7	3.64	↑

IV 総括

第4次いるま男女共同参画プランでは「それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう人間」という基本理念のもと、各種施策に取り組みました。

本プランにおける各所管課の取り組みの成果として、プランスタート時の平成29年と終了時の令和3年を比較すると、3項目の基本目標における9の課題と計画の推進体制の3課題における、23の施策の方向について、80％程度の評点が高くなり、総じて男女共同参画の推進が図れたという結果となりました。

評点が下がった「あらゆる差別・暴力の根絶」・「ワーク・ライフ・バランス」の一部、「施策・方針決定過程への女性の参画拡大」・「防災への男女共同参画の推進」については、天候や新型コロナウイルスの影響による事業の中止が主な原因となっており、アフターコロナの対策等により、集合形式以外による啓発の推進が重要な役割を担っています。

成果として、調査結果の全体を通して、多くの指標で改善が見られたものの、目標値には達しておらず、また性的役割分担意識に否定的な割合が増える一方で、社会通念上の男女の不平等感^{かいり}は改善されていないなど、意識と実態に乖離がある状態です。

令和4年度からスタートする第5次プランでは、第4次プランの課題を踏まえて、こうした意識・実態との乖離^{かいり}を解消するべく、今後も市内組織、市民、市内事業者が連携して啓発活動、各種施策の推進を行ってまいります。

1 入間市の状況

○市議会の状況(令和3年4月1日現在)

総議員数	うち女性議員数	女性議員の比率
22名	5名	22.7%

○市審議会等における女性の登用状況(令和3年4月1日現在)

総委員数	うち女性委員数	女性委員の比率
637名	208名	32.7%

○自治会の状況(令和3年4月1日現在)

総自治会長数	うち女性自治会長数	女性自治会長の比率
119名	3名	2.5%

○市職員の在職状況(令和3年4月1日現在)

職員数			うち管理職数(課長職以上)		
総数	うち女性数	女性比率	総数	うち女性数	女性比率
908名	404名	44.5%	94名	13名	13.8%

2 入間市男女共同参画推進センターの利用状況

○男女共同参画推進センターの事業の利用者数

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ人数	4,892	5,419	5,180	2,990	1,458

※内、オンライン
配信利用者数 1,445

※内、オンライン
配信利用者数 229

○女性の悩みごと相談件数

(面接相談)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ件数	141(15)	283(59)	301(44)	375(22)	395(39)
職員対応延べ件数	25(17)	25(16)	37(12)	30(22)	42(27)

※()内の数字は、相談内容がDVに関するものの件数

(電話相談)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ件数	66(10)	64(9)	78(6)	71(3)	107(1)
職員対応延べ件数	28(15)	64(20)	50(14)	72(24)	84(42)

※()内の数字は、相談内容がDVに関するものの件数

(法律相談)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ件数	38	40	34	30	39

(性的マイノリティのための悩みごと相談)※平成30年1月から開始

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ件数	2	17	7	7	5

※1 意識調査：男女共同参画社会に向けての市民意識調査

令和2年度の意識調査は、第5次いるま男女共同参画プラン策定のため、令和2年6月に無作為抽出された18歳以上の市民 2,000 人に調査票を送付して実施。平成27年度の意識調査は、第4次いるま男女共同参画プラン策定のため、無作為抽出された 20 歳以上の市民 2,000 人に調査票を送付して実施。（調査結果は、市ホームページに掲載）

※2 LGBT:L(レズビアン)G(ゲイ)B(バイセクシャル)T(トランスジェンダー)の略。性的マイノリティ。

性自認(自己の性別についての認識)が戸籍上の性と異なる方、性的指向(恋愛感情や性的関心の対象となる性別についての指向)が異性のみだけではない方など。

※3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束した、片方または双方が性的マイノリティである二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市は宣誓書受領書や受領カードを交付する制度。また、宣誓者に未成年の子ども等がいる場合、家族として生活を共にすることを併せて宣誓することができる。（ファミリーシップ宣誓制度）

※4 ヤングケアラー

家族にケアをする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どものこと。

※5 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援を行う。

※6 PDCAサイクル

P「Plan＝計画」、D「Do＝実行」、C「Check＝評価」、A「Action＝改善」を意味し、PDCAサイクルを繰り返してよりよいプランへと改善することが望まれている。

